

配水管工事  
共通仕様書

R7.4.1

防府市上下水道局

# 共通仕様書

## 【一般事項】

(適用)

本仕様書は、防府市上下水道局の配水管布設工事等に適用するものとする。

(諸法規の遵守)

工事の施工にあたっては、工事請負契約書並に、本仕様書に基づき、建設業法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達 昭和 62年 3月 20日）、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官 平成 13年 3月 29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6年 11月 1日）、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号 平成 5年 1月 12日）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35年12月 17日 総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和 37年 8月 30日）、工事現場における大型標示板設置基準及び道路工事保安施設設置基準(案)（建設省道路局 国道第一課長通知 昭和 47年 2月）、及びその他関係法規を遵守すること。

(提出書類)

工事着手通知書、工程表、現場代理人、主任技術者・監理技術者・専門技術者届、工事施工計画書、施工体制台帳、工事完成通知書、工事完成図、工事記録写真、施工管理図、試験成績書、その他監督員が指示するもの。

(現場代理人、主任技術者・監理技術者・専門技術者)

現場代理人、主任技術者・監理技術者・専門技術者は、建設業法第26条の2に規定する者であって工事中は現場に常駐し、工事の運営管理を行うこと。

(附近住民への協力)

工事現場附近住民に対しては、事前に工事施工の協力を求め、円滑な工事の進捗が図られるよう努めること。なお、工事施工にあたっての住民間とのトラブルが生じた場合は、請負者の責任で解決すること。

(工事現場発生物)

工事施工によって生じた現場発生物件は、監督員に報告するとともに、監督員の指示に従うこと。

(事故措置と報告)

工事現場(区間)で工事に起因する事故または、損害の申立てが起きた場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに監督員に報告すること。

(工事の検査)

検査は、中間検査、完工検査のほか、必要がある場合は、随時行うものとする。  
請負者は、検査に立会するとともに、これに協力しなければならない。また、検査後の補修を要する場合は、請負者の費用負担とする。

**【現場管理】**

(保安施設の設置及び管理)

工事現場には、一般交通に支障がなく道路利用者が視認しやすい場所に工事名、工事期間、工事発注者名、工事請負者名、電話番号を明記した規定の工事標示板を設置し、工事施工にあたっては、交通の安全対策について、監督員、道路管理者及び所轄の警察署と協議するとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」並びに「工事現場における大型標示板設置基準及び道路工事保安施設設置基準(案)」に基づいて保安施設を設けるとともに、これを常に適正に管理し、道路利用者が容易に視認できるように努め、事故防止に万全を期すこと。

(交通渋滞の防止)

工事中の交通制限で、交通渋滞が予測される工区の施工にあたっては、必ず交通整理員を配置して交通整理にあたりるとともに、通勤時間等交通が混雑する時間帯をさける等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。

(事故の防止)

「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づいて、現場管理を行い、事故並びに労働災害の防止に万全を期すこと。

(騒音・振動対策)

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、工事中の騒音振動の発生防止に努めること。

(石綿セメント管の撤去)

石綿セメント管の撤去にあたっては、「石綿障害予防規則」(厚生労働省令第21号 平成

17年 2月 24日) 及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメント管の撤去作業における石綿対策の手引き」(厚生労働省健康局水道課 平成 17年 8月) を活用し適切に施工すること。

(関連工事との協調)

工事区間が、他の工事と関連する場合は、事前に工事計画を協議し、互いに連絡をとり、手もどりや紛争を起こさないように協調して施工にあたること。

(既設物件の事故防止)

工事現場及び周辺の地上及び地下の既設構造物を事前に把握し、工事施工にあたっては、事故防止に努めるとともに、損傷のおそれがある場合は、関係者の立会を求めて、適切な防護措置を講ずること。

(緊急時の連絡)

工事施工中に万一緊急事態が発生した場合、迅速かつ適切な措置が講じられるよう緊急時の連絡先及び連絡方法を作成し、監督員に提出するとともに、現場代理人に徹底すること。

(天災への措置)

豪雨による出水その他天災に対しては、平素から気象状況等に十分注意し、これに対処できるよう準備するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずること。

## 【施工管理】

(施工管理基準)

本工事の施工管理基準は、山口県が定めた「山口県土木工事施工管理基準」を基に作成した別表によるものとし、別表に規定のないものは上記の管理基準によるものとする。

(施工管理の方法)

施工管理は、工程管理、出来形管理、品質管理の三項により工事の適正な管理を行うとともに、現場作業の管理基準に基づき工事の安全性を高めるよう努めること。

(1) 工程管理

工事の円滑な進行を図るため、実施工程表を作成し、これに基づいて工事の進捗状況を把握し、計画どおり工事が進捗するよう工程管理を行うこと。

なお、週休2日工事は契約後速やかに受発注者間で工事内容や必要工期について協議するとともに、施工計画書にその状況が確認できるよう計画工程表に記載すること。

## (2) 出来形管理(寸法管理・写真管理)

適正な工事の出来形を確保するため、各工種毎の出来形の仕上り寸法と工事施工計画書の寸法を対比し、施工管理基準に基づいて、寸法管理を行うとともに、出来形寸法を撮影し、写真管理を行うこと。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得て行うこととし、使用内容について施工計画書に記載するとともに、山口県「デジタル工事写真の小黑板情報電子基準」に基づき実施すること。

## (3) 品質管理

適正な品質を確保するため、使用材料及び施工構造物の規格、寸法を確認するとともに、品質試験を行い、品質管理基準に基づいて、品質の管理を行うこと。

## (4) その他(現場作業の管理基準)

現場代理人及び主任技術者は、現場作業の管理基準に基づいて各工種の作業について、作業員の技能及び作業手順等について、監督指導を行うこと。

## (工事施工計画書の作成)

工事請負契約締結後、速やかに工事施工計画書を作成し、監督員に提出して承認を求めものとする。作成にあたっては、設計図書を基に工事区間を踏査して、交通事情、道路構造、地上及び地下の道路占用物件、周辺の建物の状況等を調査し、施工方法等を検討する。工事施工計画書の内容は、工事概要、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要機械、主要資材、施工方法、施工管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法、その他必要事項とする。

## (工事カルテ作成、登録)

請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事についてはコリンズ(工事实績情報システム)に基づき、「通知書」を作成し監督員の確認を受けた後に、JACIC((一財)日本建設情報総合センター)へ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。ただし、以下の日数については、土・日・祝日等を除くものとする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。

(3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出すること。

(施工体制台帳)

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(建設リサイクル法の遵守)

当該工事が建設リサイクル法の対象工事となった場合、工事担当課へ、工事契約日前までに説明書を提出し、法第13条及び省令第7条の規定する書類を提出すること。

(建設発生土の搬出先の明確化)

受注者は、工事施工前に監督員に残土処理に関する届出を提出し、建設発生土の搬出先を明確化するとともに、工事完成後に発注者から請求があった場合は、その実施状況を報告すること。

(工事の施工)

工事は、本仕様書並びに工事施工計画書に基づき、関係法令を遵守し、施工管理基準に適合するよう施工すること。

(工事基準点の設置)

工事用の測量基準点及び仮BMは、監督員が指示するものとし、工事期間中損傷しないよう管理するとともに、完工検査の時まで保存すること。なお、設計図面に測量基準点の記載がない場合はその限りではない。

(水圧試験)

- (1) 配水管の水圧試験は、特別の事情がある場合を除き、原則として、自記録水圧測定器を使用して、0.75MPaの水圧を12時間以上かけて行うものとする。ただし、50mm以下の配水管の水圧試験は、1.75MPaを1分間以上かけて行ってよいものとする。なお、水圧試験の前に行う配水管内の注水は、時間をかけて徐々にいき、最大500mまでの区間で実施すること。
- (2) 鋳鉄管の水圧試験は、管路の水圧を0.75MPaに設定し、12時間後の水圧降下が0.1MPa以下であれば合格とする。  
ポリエチレン管の水圧試験は、初期の圧力降下後、管路の水圧を0.75MPaに設定し、1時間後の水圧降下が0.1MPa以下(判断基準1)で、12時間後の

水圧降下が0.15MPa以下（判断基準2）であれば合格とする。

#### （完成図の作成）

竣工図は、上下水道局で規定した様式（A1）を使用し、1枚の図面に平面図とこれに関連した詳細図、側面図、横断図、縦断図、位置図を全て記入して仕上げるものとする。

なお、配水管の延長が長い場合は、図面の枚数を複数にして仕上げるものとする。

詳細については、竣工図作成及び写真管理の手引きを参照すること。

#### （給水台帳の作成）

給水台帳は、上下水道局で規定した原紙（A4）を使用し、各水栓番号につき1枚の図面に平面図と断面図（分岐からメータまで）、位置図、工事情報を全て記入して仕上げるものとする。なお、給水管の延長が長い場合等には、A3用紙または図面の枚数を複数にして仕上げるものとする。

#### （現場作業の指導管理）

##### （1）床掘の施工

配水管布設工事で道路を掘削する場合は、工事施工箇所の交通規制区間をできるだけ短縮し、交通の流れを極力阻害しないように努めること。原則として、床掘延長は、地形及び現地の状況により、基面整正、管の布設、埋戻までの一連の工程が安全に施工できる範囲にとどめるものとする。

##### （2）床掘の基面仕上げ

床掘の基面仕上げは、工事完成後の路面沈下や、配水管の接損、継手の漏水の原因になるので、特に掘りすぎに注意し、入念に行うこと。

##### （3）配水管の据付

配水管の据付にあたっては、レベル等で測定しながら規定の高さに据付けるとともに、各測点間の平面的位置についても床掘断面の外に仮の基線を設けるなどして、継手部を会所掘りし、次の点に配慮しながら正確に据付けること。

イ 鋳鉄管は、一本ずつ据付ける。（道路面で2本接続してはならない）

ロ 吊込み前に管内を確認する。（清掃）

ハ 管の吊込みは、2点吊りとする。

ニ 許容曲げ角度を確認する。

ホ マーク等を上にする。

ヘ 管の内面に傷をつけない。（テコ棒等を入れない）

#### (4) 配水管の切断

管の切断は、管種に適した切断機を使用し、管の切断にあたっては、内面を損傷しないように注意すること。なお、鋳鉄管切断面は、指定の塗料で補修すること。

#### (5) 配水管と給水管の布設順序

配水管布設工事に給水の切替工事が伴う場合の管の布設順序は、水圧試験の試験値が異なること、また、配水管の水圧試験が困難となることから原則として、配水管の布設を先行し、配水管の水圧試験が完了してから、給水管の水圧テスト（1.75 MPa、1分間以上）完了後、分水栓等の穿孔をし、給水管の切替を行うこと。

#### (6) メカニカル継手工

メカニカル継手工は、原則として、道路上で行ってはならない。直管は勿論のこと、異形管についても、正規の位置に管体を据付けてから、継手の作業に入ること。特に、暗渠横断のベンド返し等の配管は、前後の配管の位置を考慮しながら曲管を一個ずつ据付け、これを仮吊り等で固定してから継手作業を行うこと。また、管体を許容曲げ角度で曲げる場合は、管体を直線にした状態でゴムリングを挿入し、その後に必要な角度に曲げて、締付けること。ボルトの締付については、トルクレンチを使用し、片締めしないように注意して締付けるとともに、特殊押輪のセットボルト締付けは、T頭ボルトの締付けが完了してから最後に締付けることとし、NS形、GX形については施工要領書等の手順に従って施工すること。なお、すべての継手ごとにチェックシートを作成し管理すること。

#### (7) EF融着継手工

ポリエチレン管の接合は、原則としてEF融着継手とし、施工要領書等の手順に従って施工すること。

#### (8) 仕切弁及び消火栓ボックス等の据付

仕切弁及び消火栓ボックス等は、工事完成後沈下しないように転圧を十分行って据付けること。据付にあたってはレベル等を使用し、次のことに注意すること。

イ 垂直に据付ける。

ロ 仕切弁のキャップ及び消火栓のホース口とキャップの中間位置をボックスの中央とする。また、消火栓のキャップ上端とボックス蓋下端の隙間は、規定寸法（50～150mm）とする。

ハ ボックスの天端を道路の縦横勾配に合わせる。

ニ 消火栓ボックスは、道路の法線に平行とし、舗装天端より規定寸法（10～20mm）高くする。

(9) 配管上の留意点

イ 排水弁は原則として布設法線上に同口径で設置し、その後の法線変更は可能。

また、口径を変更する場合は原則として放水口の手前で行うこと。

ロ 深度を変更する場合は原則としてバルブ設置後に行うこと。

ハ 分水栓と受け口（フランジ）等の間隔は0.5m以上とする。

ニ 50mm以下の既設管に接続する場合は、直前までポリエチレン管で配管し、将来の布設替えを考慮した上で既設管へ接続すること。

(10) 埋戻及び転圧

埋戻は、指定された材料を使用し、一層の仕上り厚を20cmとし、一層毎に十分締め固めること。

路盤材に関しては、再掘削の可能性が高いため、再生材を使用しないこと。

また、管の下端、側部及び埋設物の交差箇所等転圧のできないところは、砂または、ダストで水締めし、十分つき固めを行うこと。

(11) 舗装復旧

道路掘削箇所の路面仮復旧は、即日復旧を原則とする。現場の事情で即日復旧ができない場合は、所定の保安設備を設置し、交通規制の解除をしてはならない。

(12) 現場の整理・整頓

材料及び機械工具等は、当日使用する以外のものは、搬入しないこと。また、機材の整理整頓を常に心がけ、路面に落ちた土砂等は、工事中であっても清掃し工事現場を常に整然と保つこと。

(13) 路面の損傷防止

キャタピラ付の建設機械を使用する場合は、移動時に既存の路面を損傷しないよう適切な措置を講じること。

**【材料】**

(規格・基準)

使用する材料は、水道法に基づく水道施設の技術的基準を定めた省令に適するもので、日本工業規格（JIS）または、日本水道協会規格（JWWA）等の規格品で、検査に合

格したものとし、使用にあたっては、上下水道局の使用承認を受けるものとする。ただし、局の使用承認品に関しては、承認図等の提出を要しない。

口径40mm、75mmについては、原則として、使用しないものとする。

(铸铁管)

口径75mm以上の铸铁管は、特殊な場合を除き、水道用ダクタイル铸铁管(JWWA-G113)・水道用ダクタイル铸铁异形管(JWWA-G114)NS形1、3種及び、水道用GX形ダクタイル铸铁管(JWWA-G120)・水道用GX形ダクタイル铸铁异形管(JWWA-G121)1、S種で、内面がエポキシ樹脂粉体塗装(JWWA-G112)のものとする。

ただし、口径300mm以下については、K形3種でも離脱防止性能がA級以上の継手であれば、使用してよいものとする。また、口径350mm以上でも特殊な(既存管との接続など布設延長が10m程度で短い)場合は、K形3種で離脱防止性能がA級以上の継手であれば、使用してよいものとする。

(ビニル管)

ビニル管は、原則使用しない。ただし、ドレンバルブ2次側(常時水圧がかからない部分)や既存管との接続(原形復旧)工事、給水切替工事(第1止水栓以降)では、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS-K6742)・同継(JIS-K6743)(透明タイプ)を使用してよいものとする。

(鋼管)

口径150mm以下の鋼管は、水道用塩化ビニルライニング鋼管(JWWA-K116:SGP-VB)・水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(JWWA-K132:SGPPB)・水道用ライニング鋼管用管端防食形継手(JWWA-K150)を使用するものとする。

露出配管には、水道用ステンレス鋼管(JWWA-G115)、一般配管用ステンレス鋼管(JIS-G3448)、配管用ステンレス鋼管(JIS-G3459)等を使用してもよいものとする。

(ポリエチレン管)

口径75mm以上のポリエチレン管は、水道配水用ポリエチレン管(JWWA-K144)・同継手(JWWA-K145)を使用するものとする。

口径50mm以下のポリエチレン管は、水道用高性能ポリエチレン管(AW)・同EF継

手類（AW）を使用するものとする。

露出配管には、複合ポリエチレン管（WEET等）を用いるか、他の管種を使用するものとする。また、ガソリンや有機溶剤等に汚染されるおそれがある場合は、浸透防止スリーブ等の対策を施すものとする。

埋設管の破損防止及び埋設位置の確認のため、口径にかかわらず管明示アルミシート（2倍折）を路盤下（路床天）に埋設するものとする。

（仕切弁）

口径350mm以下は、水道用ソフトシール仕切弁（JWWA-B120）準拠で、弁体のガイドの位置が流水の方向に対して、直角方向にあり、両フランジタイプでないものとする。また、右開き左閉じとする。

（バタフライ弁）

口径400mm以上は、原則として、水道用バタフライ弁（JWWA-B138）で弁箱の内面が、エポキシ樹脂粉体塗装されたものを使用するものとする。更新時の伸縮機能を保有したものが望ましい。また、右開き左閉じとする。

（バルブ・止水栓）

口径50mm以下は、耐脱亜鉛黄銅製栓棒を用いたボール式止水栓を使用するものとする。

（排水弁）

排水弁は、口径に応じて、上記の仕切弁、バルブ、止水栓を使用するものとする。

（分水栓等）

口径50mm以下の分岐でサドル分水栓（JWWA-B117）を用いる場合には、伸縮継手を使用するものとする。ただし、ポリエチレン管から分岐する場合には、EFプラグ付サドルまたはEFサドル付分水栓を融着接合し、EF融着継手を使用するものとする。

铸铁管及び鋼管は、粉体用ドリルを装着した電動穿孔機を使用し、穿孔後は錆防止のため密着型コアを挿入しなければならない。また、ビニル管及びポリエチレン管は、管種に適合した穿孔刃を使用して穿孔しなければならない。

（ボックス類）

リサイクル性に優れたものとし、上下水道局の指定した仕様とする。

口径350mm以下の水道用仕切弁ボックスの鉄蓋はブルーのカラー塗装をしたものを使用し、ソフトシール仕切弁設置箇所の鉄蓋には「S」表示を、不断水仕切弁設置箇所の鉄蓋には「不」表示を入れたものとする。

ボール式バルブ（丸ハンドル）のバルブボックスは、最上部の鉄蓋に「ボ（ボール）」表示を入れたものとする。

排水弁ボックスは、「排」表示を入れたものとする。

消火栓ボックスは、最上部の鉄蓋に「消火栓」「管理番号」の表示を入れ、黄色のカラー塗装をしたものとする。

（消火栓）

水道用地下式消火栓（JWWA-B103）単口75mmの規格に準じたもので、ソフトタイプ型地下式単口消火栓（H=250±20mm）とする。

ポリエチレン管に据付ける場合には、ポリエチレン管挿し口付鋳鉄製丁字管を使用し設置するものとする。

（補修弁）

消火栓用補修弁は、ボール式で弁体が流水断面に影響を与えない構造とし、内面がエポキシ樹脂粉体塗装のものとする。補修弁1次側フランジにはフランジ補強金具及び補修弁用補強金具を設置する。

（特殊押輪）

メカニカル継手の離脱防止用特殊押輪は、特に3種管に対して優れた性能を持つもので、離脱防止性能がA級のものとする。不同沈下が想定される場所では、同軸タイプが望ましい。

（ボルト）

メカニカル継手は、ステンレス製ボルトを使用するものとし、フランジ継手は、ステンレス製ボルト及び樹脂合金ボルト等の耐腐食性に優れたものとする。給水装置工事で使用するサドルバンド締付用ボルトは、ステンレス製のものとする。

（ポリエチレンスリーブ）

外面防食として、地下に埋設する口径75mm以上の鋳鉄管及び分水栓には、原則として、防食用ポリエチレンスリーブを取付けるものとする。

（水道管の明示）

口径75mm以上の配水管には、明示テープ等により名称等の明示をするものとする。

（仮設管）

仮設給水設備に使用する材料は、環境対策を考慮してレンタル方式による仮設材の使用を基本とし、本仕様書及び防府市給水装置工事設計施工基準に準じて使用する。

## 出来形管理

単位:mm

工種	測定項目	規格値	測定基準	摘要
管路掘削工	深さ	±50	40mに1回	
	幅	-50		
管路埋戻工	基準高(深さ)	±50	40mに1回 基準高は、中心線で測定	
管路布設工	基準高(深さ)	±50	測点毎に1箇所	
	中心線の変位(水平)	±50		
碎石基礎工	基準高(深さ)	±50	40mに1回 基準高・厚さは、中心線で測定	
	幅	-50		
	厚さ	-30		
下層路盤工	基準高(深さ)	±50	40mに1回 基準高・厚さは、中心線で測定 10個の測定値の平均	
	厚さ	-45		
	〃 (X10)	-15		
	幅	-50		
上層路盤工	厚さ	-30	40mに1回 10個の測定値の平均 厚さは、中心線で測定	
	〃 (X10)	-10		
	幅	-50		
表層工	厚さ	-9	40mに1回 10個の測定値の平均 厚さは、中心線で測定 コアは、1000m <sup>2</sup> に1個採取	
	〃 (X10)	-3		
	幅	-25		
矢板工	基準高(深さ)	±50	40mに1回 20m未満は1施工箇所に1箇所	
	根入長	設計値以上		
	変位	100		
ボックス設置	基準高(深さ)	+15 -0	施工箇所すべて 消火栓は別途基準あり	
	中心線	±50		

品質管理

工種	種別	試験項目	規格値	試験基準	摘要
管路布設工	材料	外観・形状寸法		全数	
下層路盤工	材料	修正CBR試験	クラッシュランは30%以上	工事開始前、材料変更時	
	施工	現場密度の測定	最大乾燥密度の93%以上	1000m2につき1回	
上層路盤工	材料	修正CBR試験	80%以上	工事開始前、材料変更時	
	施工	現場密度の測定	最大乾燥密度の93%以上	1000m2につき1回	
表層工	舗設現場	現場密度の測定	基準密度の94%以上	1000m2につき1回	
		温度測定(初期締め前)	110℃以上	随時	
		外観検査		随時	
矢板工	施工	外観・形状寸法	有害な傷、変形が無いこと	搬入時、全数	
ボックス設置	材料	外観・形状寸法		全数	

写真管理

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 測点毎	着手前	着手前1回
	完成	全景又は代表部分写真 測点毎	完成後	施工完成後1回
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回
		施工中の写真	施工中	工種、種別毎に適宜
	仮設(指定・任意) 図面との不一致	使用材料、仮設状況、形状寸法 図面と現地との不一致の写真	施工前後 発生時	1施工箇所 必要に応じて
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回
		監視員交通整理状況	作業中	必要に応じて各1回
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回
使用材料	使用材料	形状寸法	検収時	各品目毎に1回
		検査実施状況	検査時	各品目毎に1回
品質管理	管路布設工	外観・形状検査	検査実施中	検査毎に1回
	下層路盤工	現場密度の測定	試験実施中	各種路盤毎に1回
	上層路盤工	現場密度の測定	試験実施中	各種路盤毎に1回
	表層工	現場密度の測定	試験実施中	合材の種類毎に1回
		温度測定	試験実施中	合材の種類毎に1回
		外観検査	検査実施中	検査毎に1回
	矢板工	外観・形状検査	検査実施中	検査毎に1回
ボックス設置	外観・形状検査	検査実施中	検査毎に1回	
出来形管理	管路掘削工	掘削状況	施工中	40mに1回
		深さ	施工後	40mに1回
		幅	施工後	
	管路埋戻工	埋戻、転圧状況	施工中	各層毎40mに1回
		基準高(深さ)	施工後	40mに1回
	管路布設工	布設状況	施工中	20mに1回
		基準高(深さ)	施工後	20mに1回
		中心線の変位(水平)	施工後	詳細箇所
	碎石基礎工	幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回
		厚さ	施工後	
	下層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎100mに1回
		整正状況	整正後	各層毎100mに1回
		厚さ	整正後	各層毎40mに1回
		幅	整正後	各層毎40mに1回
	上層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎100mに1回
		整正状況	整正後	各層毎100mに1回
		厚さ	整正後	各層毎40mに1回
		幅	整正後	各層毎40mに1回
	表層工	整正状況	整正後	100mに1回
		タックコート・プライムコート	散布時	各層毎に1回
		幅	整正後	各層毎40mに1回
	矢板工	打込状況	打込中	40m又は1施工箇所に1回
		根入長	打込前後	
		変位	打込後	
		数量	打込後	全数量
	ボックス設置	設置状況	設置後	1施工箇所に1回

写真管理

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災時	その都度
			被災直後	
			被災後	
事故	事故報告	事故の状況	被災時	その都度
			被災直後	
			被災後	
その他	補償関係	被害又は損害状況	被災時	その都度
			被災直後	
			被災後	
	環境対策・イメージアップ等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回